別添1 早期出荷等クリアリング支援事業

第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次に掲げる事業を行う場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

1 早期出荷促進費交付事業

緊急支援計画で定めた地域内の養豚経営体が、同計画に基づき実施する、 養豚施設の空舎期間を確保する取組を支援するため、早期出荷又は淘汰を 行った場合の早期出荷促進費の交付

- 2 早期出荷等クリアリング推進事業 1の事業の円滑な推進を図るために行う取組
- 3 衛生管理協議会開催事業緊急支援計画を策定するための衛生管理協議会の開催

第2 事業の実施等

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たり、生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して 行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

3 事業の実施要件等

(1) 事業の対象となる豚

この事業の対象となる豚は、対象地域に所在するCSF未発生農場で 飼養されるものとする。なお、経営再開しない農場にあっても、緊急支 援計画に基づき早期出荷等を行う豚は、本事業の対象とする。

(2)繁殖豚の評価額

繁殖豚の評価額は、次に掲げる者のうちから、それぞれ1名以上が選定された3名以上により評価された出荷又は淘汰時の額とする。

ア 家畜防疫員

- イ 家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの
- ウ 地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもの
- 4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第3 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に 定める期日までに、別紙様式第1号のCSF衛生管理再生緊急支援事業(早 期出荷等クリアリング支援事業)補助金交付申請書を理事長に提出するも のとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号のCSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- 3 補助金の概算払
- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙 様式第3号のCSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリン グ支援事業)補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号のCSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合

は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第5 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の 4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係 る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額し て報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の 4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告 により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、 別紙様式第5号のCSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリ ング支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事 長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合には、 その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第6 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経 理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管す るものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から 起算して5年間とする。

第7 調査及び報告

1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績につ

いて、必要に応じて、生産者集団等、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

2 事業実施主体及び県は、生産者集団等及び養豚経営体に対し、事業実施 状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導するこ とができるものとする。

別表

別表		
事業名	補助対象経費	補助率
	補助対象経費 養豚農場の空舎期間を確保するため、早期出荷又は淘汰を行った場合の早期出荷促進費の交付	
(2) 早期出荷等ク リアリング推進 事業	(1)の事業を円滑に実の事業を円滑に変しているにあると要ないのでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	定額

(3)衛生管理協議 会開催事業	コ 推進事務費 緊急支援計画策定のた めの衛生管理協議会の開 催	定額
2 推進指導事業	事業実施主体が1の事業の円滑な推進を図るために行う、事業の推進、指導及び調査等の取組に対し、必要な経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度 C S F 衛生管理再生緊急支援事業 (早期出荷等クリアリング支援事業)補助金交付申請書

番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者名

印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第4の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別紙「令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

	L . Ma -th	負 担		
区分	事業費	機構 補助金	その他	備考
1 早期出荷等クリアリング支援 (1)早期出荷促進費交付事業 (2)早期出荷等クリアリング推進 事業 (3)衛生管理協議会開催事業 2 推進指導事業				
計				

注:事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を

() 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

- 4 事業実施期間
 - (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 - (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類
- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 緊急支援計画

別紙様式第1号の別紙

令和 年度 C S F 衛生管理再生緊急支援事業 (早期出荷等クリアリング支援事業) 実施計画書

1 早期出荷等クリアリング支援計画

養豚	出荷・淘汰	肥	育豚	繁	殖豚			
経営	時期	出荷	淘汰	出荷	淘汰	出荷	処理	備考
体	(年月日)	(頭)	(頭)	(頭)	(頭)	先	先	
	計							

2 早期出荷促進費交付事業

(単位:頭、円)

内容	事業費	単価	頭数	備考
(1) 出荷する肥育豚				
(2) 淘汰する肥育豚				
(3) 出荷する繁殖豚				
(4) 淘汰する繁殖豚				
計				

3 早期出荷等クリアリング推進事業

(単位:円)

内容	事業費	積算根拠
(1)評価人等手当		
(2)評価人等旅費		

(3)頭数確認等事務作業員手当	
(4)調査旅費	
(5)子豚等輸送容器購入費	
(6)子豚等保管用冷凍コンテナ	
リース費	
(7)子豚等輸送経費	
(8)防疫資材購入費	
(9) 高圧洗浄消毒器購入費	
(10)推進事務費	
計	

4 衛生管理協議会開催事業

区分	事業費	積算根拠
計		

5 推進指導事業

区分	事業費	積算根拠
計		

別紙様式第2号

令和 年度 C S F 衛生管理再生緊急支援事業 (早期出荷等クリアリング支援事業)補助金交付変更承認申請書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

> 住 所 団体名 代表者名

囙

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったCSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容

別紙「令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注:別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書 きし、上段に変更前を()書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業 (早期出荷等クリアリング支援事業)補助金概算払請求書

番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者名

印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった CSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたくCSF衛生管理 再生緊急支援事業実施要綱別添1の第4の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交事業費①	· 決定 横 補 金 ②	事 (令和 事業 3	業 年 月 機 構 金	状況 日現在) 事業費 出来高 ③/①	既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
=1	円 円	円 円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注:それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度 C S F 衛生管理再生緊急支援事業 (早期出荷等クリアリング支援事業) 実績報告書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者名

印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった CSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)について、下記のとおり実施したので、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第4の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額

円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別紙「令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1:1~3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2:3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額

を()書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度 CSF 衛生管理再生緊急支援事業 (早期出荷等クリアリング支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団体名代表者名印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知の あったCSF衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)補 助金について、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第5の3の規 定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)

全 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2)

金 円

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、そ の状況を記載

注:消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予 定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

注:記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における 消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料